

2026年2月吉日

「コープでんき」ご契約者様 各位

生活協同組合くまもと

「コープでんき」電気需給約款変更のお知らせ

日頃より生活協同組合くまもとをご利用いただき、ありがとうございます。

さて、「コープでんき」電気需給約款を2026年4月1日付で次のとおり変更することとなりましたので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

- 今回の改定に際してご契約者様に特段のお手続きは発生いたしません。
- 料金単価の変更はございません。

1. 変更の対象となる約款

「コープでんき」電気需給約款【低圧】 生活協同組合くまもと

※「コープでんき」は、コープ電力株式会社が供給する電力を生活協同組合くまもとが取り次ぎ、お届けしている電気です。

2. 変更内容

条項番号	変更内容	変更理由
第2条5.	文言の削除	同左
第7条	文言の削除	同左
第7条3.	文章の削除	同左
第7条4.	文言の削除	同左
第31条1.	文言の削除	同左
第33条	文言の修正	同左
第46条	2024年4月1日 → 2026年4月1日	約款の実施期日の変更

※具体的な変更内容につきましては、次頁以降の新旧対照表にてご確認ください。また、同封の「「コープでんき」ご契約組合員のみなさんへ」もご確認をお願いします。

3. 本件変更の適用時期

本件変更の効力発生日は、2026年4月1日（水）とします。

4. 変更後の電気需給約款の掲載先(2026年4月1日以降)

URL：<https://www.coopdenryoku.jp/>

5. 本件に関するお問い合わせ先

コープ電力株式会社 TEL:092-947-9505（平日9:00～17:00） 担当：福永、三原、秋成、梶谷

以上

電気需給約款【低圧】 新旧対照表

変更前	変更後
<p>目次</p> <p>II 契約の申込み ……………7</p> <p>第6条 需給契約の申込み ……………7</p> <p>第7条 本契約の成立<b>及び契約期間</b> ……………7</p> <p>第8条 供給の開始 ……………8</p>	<p>目次</p> <p>II 契約の申込み ……………7</p> <p>第6条 需給契約の申込み ……………7</p> <p>第7条 本契約の成立 <b>(削除)</b> ……………7</p> <p>第8条 供給の開始 ……………8</p>
<p>第2条 約款の変更等</p> <p>5. 生協は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の改定が必要となる場合は、<b>本契約の期間内であっても</b>、次の手順に従い、需給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価を定めることができます。</p>	<p>第2条 約款の変更等</p> <p>5. 生協は、一般送配電事業者の託送料金の改定、電源調達費用の変動その他の理由により料金の改定が必要となる場合は、<b>(削除)</b> 次の手順に従い、需給契約における新たな基本料金や電力量料金の単価を定めることができます。</p>
<p>第7条 本契約の成立<b>及び契約期間</b></p> <p><b>3. 契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日以降1年目の日までとします。ただし、契約期間満了に先立って、組合員から本契約の終了または変更の申し出がない場合は、本契約は、契約期間満了後も、1年ごとに同一条件で継続されるものとします。</b></p> <p><b>4. 3. に定める契約期間満了によらずに、</b>第31条1.に基づき組合員が本契約を解約した場合、または第32条1.に基づき生協が本契約を解除した場合、生協は組合員から解約手数料を申し受けません。なお同項は、生協が一般送配電事業者から、本契約の解除または解約により工事費用等の支払いを求められたとき、組合員からその金額相当のお支払いを申し受けることを否定するものではありません。</p>	<p>第7条 本契約の成立 <b>(削除)</b></p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>3. (削除)</b> 第31条1.に基づき組合員が本契約を解約した場合、または第32条1.に基づき生協が本契約を解除した場合、生協は組合員から解約手数料を申し受けません。なお同項は、生協が一般送配電事業者から、本契約の解除または解約により工事費用等の支払いを求められたとき、組合員からその金額相当のお支払いを申し受けることを否定するものではありません。</p>
<p>第31条 組合員の申し出による需給契約の解約</p> <p>1. <b>第7条3.に関わらず</b>、組合員が需要場所における小売電気事業者の変更以外の事由により、電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、生協に通知することにより、本契約を解約することができます。</p>	<p>第31条 組合員の申し出による需給契約の解約</p> <p>1. <b>(削除)</b> 組合員が需要場所における小売電気事業者の変更以外の事由により、電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、生協に通知することにより、本契約を解約することができます。</p>
<p>第33条 需給契約終了後の債権債務関係</p> <p>本契約の<b>契約期間中</b>に発生した料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅しません。</p>	<p>第33条 需給契約終了後の債権債務関係</p> <p>本契約の<b>終了前</b>に発生した料金その他の債権債務は、需給契約の終了によっては消滅しません。</p>
<p>第46条 約款の実施期日</p> <p>約款は2024年4月1日より適用するものとします。</p>	<p>第46条 約款の実施期日</p> <p>約款は2026年4月1日より適用するものとします。</p>